

6-2 幼児期の学校教育・保育

【子ども・子育て支援法第61条第2項第1号】

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

市では、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)を定めます。市内に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、家庭的保育事業(保育ママ)、東京都認証保育所等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

①保育の必要性の認定区分

<教育・保育給付認定>

- 3-5歳 幼児期の学校教育(第19条第1項第1号に該当:教育標準時間認定)
- 3-5歳 保育の必要性あり(第19条第1項第2号に該当:満3歳以上・保育認定)
- 0-2歳 保育の必要性あり(第19条第1項第3号に該当:満3歳未満・保育認定)

<子育てのための施設等利用給付認定>

- 3-5歳 幼児期の学校教育(第30条の4第1項第1号に該当:教育標準時間認定)
- 3-5歳 保育の必要性あり(第30条の4第1項第2号に該当:満3歳以上・保育認定)
- 3-5歳 保育の必要性あり(第30条の4第1項第3号に該当:満3歳未満・保育認定)

②年齢区分

表1 平成31年度 市民利用者(平成31年4月1日現在の未就学人口 6,444人)

幼稚園利用者数・率 (3~5歳)	保育施設利用者数 (3~5歳)	保育施設利用者数 (0~2歳)	在宅子育て (0~5歳)
	1,556人	1,085人	
	保育施設利用者数・率		
1,576人	2,641人		2,227人
24.5%	41.0%		34.6%

表2 令和2年度 教育・保育の需要量の見込み
(令和2年1月1日の推計未就学人口 6,497人)

1号認定 (3~5歳)	2号認定 (3~5歳)	3号認定 (0~2歳)	在宅子育て (0~5歳)
	1,462人	1,534人	
	保育施設利用者数・率		
1,575人	2,996人		1,926人
24.2%	46.1%		29.6%

表3 令和2年度～6年度までの教育・保育の量の見込み

認定区分	年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3～5歳	1,575	1,540	1,520	1,520	1,506
2号認定	3～5歳	1,462	1,430	1,411	1,411	1,398
3号認定	1～2歳	1,271	1,259	1,243	1,230	1,216
	0歳	263	260	257	255	253
計		4,571	4,489	4,431	4,416	4,373

（2）提供体制の確保の内容及びその実施時期

（年度別、施設型給付・地域型保育給付・認証保育所）

多摩市では、計画期間の「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

①認可保育所の定員変更に伴う定員増

認可保育所の新規整備や増改築等によって、認可定員の増員を図ります。

*令和2年度 3箇所 44名、令和3年度 5箇所 159名

②家庭的保育事業者の小規模保育所化に伴う定員増

家庭的保育事業所を小規模保育所に移行し、施設定員を増員します。

*令和2年度 1箇所 5名

③小規模保育所設置に伴う定員増

新たに小規模保育所を設置します。

*令和3年度 1箇所 19名

④企業主導型保育の地域枠新設による定員増

市内にある事業所の従業員向け保育施設に、市民も利用できる地域枠定員を設けます。

*令和2年度 2箇所 32名

表1 幼児期の学校教育・保育の「確保方策」

令和2年度		1号認定	2号認定	3号認定		施設整備等による 定員変更内容	
		3-5歳		1-2歳	0歳		
		教育のみ	保育必要				
量の見込み（需要）－①		1,575	1,462	1,271	263		
確保方策（供給）－②		2,192	1,781	1,191	318		
内訳	特定教育・保育施設	認定こども園	447	178	—	—	
		認可保育所	—	1,479 (▲4)	851 (37)	233 (11)	関戸4丁目：新規 0歳(6)/1～2歳(21)/3～5歳(33) 関戸2丁目：新規 0歳(3)/1～2歳(18)/3～5歳(39) 貝取保育園閉園3～5歳(▲76) あおぞらルーム認可化 0歳(2)/1歳(▲2)
		幼稚園	645	—	—	—	
	特定地域型 保育事業	家庭的 保育事業	—	—	10 (▲3)	3 (▲2)	さっちゃんルーム小規模化(減)
		小規模 保育事業	—	—	32 (10)	3 —	さっちゃんルーム小規模化(増)
		事業所内保育	—	—	5	2	
	その他保育施設	東京都 認証保育所	—	124	203	68	
		企業主導型 保育	—	—	35 (26)	9 (6)	京王キッズプラッツ多摩センター (元年6月開設) 0歳(3)/1～2歳(20) 聖蹟こどもTERRACE (元年11月開設) 0歳(3)/1～2歳(6)
	一時保育事業	定期利用保育	—	—	55	—	
	現行制度施設	幼稚園	1,100	—	—	—	
需給差②－① (定員変更数)		617 —	319 (▲4)	▲90 (70)	55 (15)	(純増減分)	

令和3年度		1号認定	2号認定	3号認定		施設整備等による 定員変更内容	
		3-5歳		1-2歳	0歳		
		教育のみ	保育必要				
量の見込み（需要）－①		1,540	1,430	1,259	260		
確保方策（供給）－②		2,192	1,865	1,256	328		
内訳	特定教育・保育施設	認定こども園	447	178	—	—	
		認可保育所	—	1,563 (84)	900 (49)	240 (7)	(仮)あおぞら第二保育園 0歳(4)/1～2歳(16)/3～5歳(45) 認可園：新規(予定) 0歳(3)/1～2歳(18)/3～5歳(39) みさと保育所増改築 1～2歳(5) バオバブ保育園増改築 1～2歳(10)
	特定地域型 保育事業	幼稚園	645	—	—	—	
		家庭的 保育事業	—	—	10	3	
		小規模 保育事業	—	—	48 (16)	6 (3)	あおぞらルーム小規模化 0歳(3)/1～2歳(16)
	その他保育施設	事業所内保育			5	2	
		東京都 認証保育所	—	124	203	68	
	一時保育事業	企業主導型 保育			35	9	
		定期利用保育	—	—	55	—	
	現行制度施設	幼稚園	1,100	—	—	—	
需給差②－① (定員変更数)		652 —	435 (84)	▲13 (65)	68 (10)	(純増減分)	

令和4～6年度		令和4年度				令和5年度				令和6年度				
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
		3-5歳		1-2歳	0歳	3-5歳		1-2歳	0歳	3-5歳		1-2歳	0歳	
量の見込み（需要）－①		1,520	1,411	1,243	257	1,520	1,411	1,230	255	1,506	1,398	1,216	253	
確保方策（供給）－②		2,192	1,865	1,256	328	2,192	1,865	1,256	328	2,192	1,865	1,256	328	
内訳	特定教育・ 保育施設	認定こども園	447	178	—	—	447	178	—	—	447	178	—	—
		認可保育所	—	1,563	900	240	—	1,563	900	240	—	1,563	900	240
	特定地域型 保育事業	幼稚園	645	—	—	—	645	—	—	—	645	—	—	—
		家庭的 保育事業	—	—	10	3	—	—	10	3	—	—	10	3
		小規模 保育事業	—	—	48	6	—	—	48	6	—	—	48	6
	その他保育 施設	事業所内保育			5	2			5	2			5	2
		東京都 認証保育所	—	124	203	68	—	203	245	68	—	124	203	68
	一時保育事 業	企業主導型 保育			35	9			35	9			35	9
		定期利用保育	—	—	55	—	—	—	55	—	—	—	55	—
	現行度施設	幼稚園	1,100	—	—	—	1,100	—	—	—	1,100	—	—	—
需給差②－①		672	454	3	71	672	454	16	73	686	467	30	75	

6-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【子ども・子育て支援法第61条第2項第1号】

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

①事業内容

一人ひとりの子どもが、健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

②今後の方向性

令和2年度は、地域子育て支援拠点として、子育て総合センター・児童館・公立保育園の8施設で実施します。

ア) 相談支援

利用者支援の相談支援については、利用者支援専門職員（子育てマネージャー）を配置して、地域子育て支援拠点（子育て総合センター、児童館、公立保育園）で実施します。身近な地域で寄り添いながら相談を行うとともに、各拠点の特性を活かして、その人に合った相談を進めます。また、利用方法が分からないなど、子ども・子育てに関する総合窓口として、誰もが利用できる環境を整備します。

イ) 地域支援

地域子育て支援拠点を中心として、地域の特定教育・保育施設、学童クラブ、健康センター、発達支援室、子育てNPO、子育てサークル等と日常的に地域内ネットワークの構築を図り、円滑な利用者支援実施のための体制作りを進めます。また、子育て資源の育成や不足している社会資源の開発により、子育て世帯に関する支援を進めます。

ウ) 情報提供

それぞれの地域のネットワークにより子育て支援に関する情報を収集し、わかりやすく情報の提供を行います。また、各地域の子育て支援情報紙の発行などを行います。

エ) 子育て総合センターとの連携

子育て総合センターでは、各地域の子育て支援拠点の情報を集約するとともに、市内の多様な子育て支援団体との連携により活動の輪を広げていきます。また、市内全域をカバーできる子育て支援のネットワークを構築し、情報の集約や団体間の連絡調整を行います。

表1 令和2年度利用者支援事業実施施設（予定）

施設名	相談支援	地域支援	情報提供
子育て総合センター「たまっこ」	○	○	○
多摩保育園 子育てセンター	○	○	○
けやきっず 一ノ宮児童館	○	○	○
コスモ 連光寺児童館	○	○	○
ヴィヴァーチェ 諏訪児童館	○	○	○
とも〜る 永山児童館	○	○	○
TOMHOUSE 落合児童館	○	○	○
からきだ菖蒲館 唐木田児童館	○	○	○

（2）地域子育て支援拠点事業（常設の子育てひろばでの親子の交流促進）

①事業内容

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て・子育て支援に関する講習等があります。

②今後の方向性

子育て総合センター（たまっこ）の子育てひろばと公立多摩保育園の子育てセンター、児童館で地域子育て支援拠点施設事業を実施しています。また、令和4年2月よりパルテノン多摩4階に新たに1箇所設置予定です。

乳幼児の親子が1日過ごせるような「常設ひろば」のある環境づくりを引き続き進めます。併せて、子育て相談や子育てに関する情報提供等のきめ細かな子育て支援サービスにより、子育て支援機能の充実を図ります。

地域子育て支援拠点が近くにない地域では、コミュニティセンターや公共施設、公園等を活用して、週1回5時間以上の出張ひろばを実施して、市内全域をカバーする体制を引き続き整えます。利用者支援専門職員が同行し、出張ひろばで個別の相談を受けることもできます。

表1 子育てひろばの利用状況

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域子育て支援拠点事業	89,140	94,005	95,836
箇所数	7	7	7

※平成31年4月より連光寺児童館が新たに加わり、8箇所となりました。

表2 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	78,816	78,056	77,093	76,282	75,548
確保方策	箇所	8	9	9	9	9

※令和4年2月よりパルテノン多摩4階に新たに1箇所設置予定です。

（3）妊婦健康診査

①事業内容

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことと規定されています。多摩市では、より安全で安心な出産を支援するために、妊娠届出時に母子健康手帳、妊婦健康診査受診票等を交付し、妊娠中に指定医療機関において14回を限度に一部公費で基本的な健診を受けられます。

表1 妊婦健康診査（指定医療機関実施）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊娠届出数	1,020	937	923
妊婦健康診査 受診延べ件数	11,012	10,094	9,667

②今後の方向性

妊婦健康診査は、妊婦が定期的に健康診査を受診することより、妊婦の健康管理の充実を図ります。また妊娠・出産にかかる経済的不安や負担の軽減のために、今後も妊婦健康診査の費用の一部を公費で負担します。妊婦健康診査を実施する医療機関等と連携し、支援を必要とする妊婦に保健師が支援を行います。

多摩市では、平成29年度より妊娠期から出産・子育て期にかけて途切れない支援を充実するため、妊婦面接（ゆりかごTAMA面接）を開始しました。専門職（保健師等）が各家庭の心身の健康の保持・増進を図ります。

表2 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	994	984	973	962	956
確保方策	検診回数	14	14	14	14	14

（4）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

①事業内容

乳児家庭全戸訪問事業は、児童福祉法に基づき、子育ての孤立化を防ぐため、生後4ヶ月までの間に乳児がいる全家庭を訪問する事業です。多摩市では、出生通知票の提出者には、母子保健法に基づき、保健師、助産師が行う新生児訪問と同時に実施しており、子育て支援に関する情報提供、育児や家族の健康、様々な生活の相談等を実施し、育児不安の軽減を図り、支援が必要な方には地区担当保健師が継続的に支援を行います。

表1 こんにちは赤ちゃん訪問事業訪問件数

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数(実数)	1,048	1,014	913
新生児訪問と同時実施 (実数)	1,011	977	838

②今後の方向性

乳児家庭全戸訪問事業は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会であり、乳児がいる家庭の孤立化を防ぎ、要支援の家庭を早期に把握し、必要な支援を行うことを目指し実施します。新生児訪問と同時に実施することで、地域の子育て情報の提供など子育て支援の視点のみではなく、専門職の視点で、母子の健康状態の確認、産後不安定になりやすい母親のメンタルヘルスへの支援等のアプローチができるため、今後も、出生通知票の提出についての周知を図り、家庭訪問不在者へは再訪問を行うなど、新生児訪問の同時実施をさらに推進します。また、支援が必要な方には、母親に寄り添った継続的な支援に努め、必要時、医療や福祉との連携を図ります。

表2 こんにちは赤ちゃん訪問事業訪問件数の見込みと確保方策

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	994	984	973	962	956
確保方策	訪問件数	895	886	876	866	860

（5）養育支援訪問事業

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童の支援に資する事業)

①事業内容

養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力の向上が図れるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。妊娠中から出産後満1歳になるまで、子ども家庭サポーターを支援が必要な家庭に派遣します（多胎の場合は満2歳まで）。

また、児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童および特定妊婦、同条第8項に規定する要保護児童に対して、適切な支援を行います。

表1 養育支援訪問事業実績数（件）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
育児・家事援助	100	45	112
専門的相談支援	1,382	1,758	2,643
保健師による家庭訪問	1,767	1,616	1,326
合計	3,249	3,419	4,081

表2 養育支援訪問事業の量の見込み

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

②今後の方向性

子育て総合センター（子ども家庭支援センター）では、保健所・健康センター等の関係機関と連携して、親の不適切な養育態度、極度の養育不安等、子どもの健全な成長に懸念が持たれる家庭に対して、児童虐待の予防的支援を行います。また、健康推進課でも、妊娠中の特定妊婦への予防的な訪問や、乳児家庭全戸訪問事業の中で引き続き保護者の養育に対して支援が必要と考えられる家庭への訪問を実施し、早期に養育能力を向上させる取組みを進めます。

また、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会（子ども家庭支援ネットワーク連絡会）を開催し、支援方針の確認や関係機関の情報共有を進めます。

（6）子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

①事業内容

疾病、出産等による入院、冠婚葬祭、災害または事故、精神的又は身体的な理由等で休息をとる必要があり、子どもを一時的に養育できない場合に、養育協力家庭で子どもを預かる(子どもショートステイ)事業です。(2歳以上12歳までの子を対象に、1回につき7日以内の利用期限とする)

②今後の方向性

現在の養育協力家庭（6世帯）を維持するとともに、急な受入れや長期の宿泊ができる体制作りのため、児童養護施設との連携を図ります。

トワイライトステイ(夜間養護等)事業については、市内に児童養護施設が無いことから、ファミリー・サポート・センターのモアサービスとして、小学生以上に限って午後10時までの受入れを実施します。

表1 子育て短期支援事業（ショートステイ）事業実績数

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用件数	26	24	30
利用日数	61	52	79

表2 子育て短期支援事業(ショートステイ)の量の見込みと確保方策

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延人数	33	32	32	32	31
	確保方策	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555
	箇所	6世帯+1施設	6世帯+1施設	6世帯+1施設	6世帯+1施設	6世帯+1施設

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

①事業内容

地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業です。（生後3か月から中学生が対象）

②今後の方向性

提供会員を育成するための研修や説明会を実施するとともに、地域的なアンバランス等が発生しないように募集広告のポスティング等を通して、会員の拡大を図ります。急な用事や、病後児の臨時的な預かりまで対応することで、地域での支えあいの核として提供会員数を拡大します。

また、子育て短期支援事業のトワイライトステイ（夜間養護等）事業をカバーするために、小学生以上に限り午後10時まで受入れを行っています。

表1 ファミリー・サポート・センター活動状況

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
提供会員数	233	229	233
利用会員数	978	1,029	1,049
両方会員数	51	47	39
活動件数	3,255	4,296	4,142

表2 子育て援助活動支援事業の量の見込み

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	415	416	418	404	396
	高学年	190	186	183	180	181
合計		605	602	601	584	577

（8）一時預かり事業（保育園の一時保育事業、リフレッシュ一時保育事業）

①事業内容

保護者が仕事や疾病、育児ストレスを解消するために、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に、幼稚園、保育園や子育て総合センターで一時的にお子さんを預かる事業です。

ア) 預かり保育（幼稚園）

幼稚園では、教育時間終了後から在園児を対象として、就労形態の多様化に伴う社会要請に即し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を整備するため、預かり保育を行っています。

表1 幼稚園における預かり保育の状況

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数	9	9	9
延利用者数	12,764	16,058	18,343

イ) 一時保育（保育所）

市内在住の保護者が病気や出産、就職活動や育児疲れ解消等の私的理由により、一時的に家庭での保育が困難になる児童（1歳～就学前）を、市内の保育園で預かっています。

表2 保育園における一時保育の状況

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数	10	10	10
延利用者数	21,283	26,737	29,452

ウ) リフレッシュ一時保育

在宅で子育てをしている保護者が、リフレッシュ、通院、買い物等、保育要件を問わずに一時的な保育を希望される場合に、時間単位の一時的預かりを行い、在宅子育て家庭の負担軽減と保護者のリフレッシュを図っています。

表3 子育て総合センターのリフレッシュ一時保育の状況

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延利用者数	907	1,119	990
延利用時間数	3,943	5,214	4,639

②今後の方向性

幼稚園の新制度移行に伴う預かり保育の充実、保育所の実施施設の増加等の量的確保に合わせて、利用しやすい料金設定を検討していきます。

表4 一時預かり事業の量の見込みと確保方策

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
預かり保育	量の見込み	68,803	67,300	66,426	66,426	65,796
	確保方策	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
一時保育	量の見込み	67,617	66,625	65,784	65,372	64,744
	確保方策	27,700	27,700	27,700	27,700	27,700

（9）延長保育事業

①事業内容

保育所の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育時間を定められることとなっています。多摩市では、11時間を保育時間として定めています。

時間外保育事業は、勤務時間や通勤時間の都合で基本開所時間（午前7時から午後6時）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

表1 延長保育の実施園数

実施時間	私立保育園	公立保育園
午後7時までの延長保育実施園	17	2
午後8時までの延長保育実施園	4	0
午後9時までの延長保育実施園	0	0
午後10時までの延長保育実施園	0	0
合計	21	2

表2 延長保育の利用状況（延べ人数）

年度	1時間延長	2時間延長	3時間延長	4時間延長	利用者数
平成28年度	6,614	141	87	0	6,842
平成29年度	6,918	153	59	3	7,133
平成30年度	6,618	110	0	0	6,728

②今後の方向性

延長保育事業は、市内の保育所全園で実施していますが、利用者のニーズに対応した時間に延長保育事業を利用できるように、職員の配置等の適正な実施体制の維持・強化に努めます。

表3 延長保育事業の量の見込みと確保方策

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	3,824	3,763	3,715	3,696	3,661
確保方策	箇所	23	23	23	23	23

（10）病児・病後児保育事業

①事業内容

市内在住の乳幼児や、保育施設（認可・認証・幼稚園、学童クラブ）に通所している児童で病児・病後児の病気回復期に家庭での保育に欠ける場合に、病院内に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

②今後の方向性

「あい」病後児保育室（定員6名）と「TAMA エンジェルガーデン」病児・病後児保育（定員6名）の2箇所を受入れを行っています。

今後も、引き続き保育施設での呼びかけや情報掲載など、保護者への制度の周知に努めます。

また、病後児の臨時的な預かりとしては、ファミリー・サポート・センターでも行っています。

表1 病後児保育の実施設数・延利用者数

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数	1	1	1
延利用者数	802	848	795

表2 病児・病後児保育の量の見込みと確保方策

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人口	19,105	18,800	18,561	18,467	18,291
確保方策	延人数	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	箇所	2	2	2	2	2

（1 1）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

①事業内容

保護者が仕事や病気入院等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、放課後、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る事業です。

②今後の方向性

小学校の敷地内への移転を進め、定員に対する施設基準を満たせる施設にするとともに、おおむね40名のクラス割と放課後児童支援員（有資格）を2名以上配置して、育成の質の向上に努めます。また、市内の社会福祉法人や学校法人に運営を委託し、都型学童クラブへの移行を進め、開所時間を19時まで延長して、「小1の壁」対策を図ります。

希望する高学年の児童（5・6年生）については、教育課程の関係で放課後時間が極めて短いことから、学校の長期休業中に受入れます。

表1 学童クラブ受け入れ実績 各年度4月1日付

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
学童クラブ定員	1,592	1,771	1,861
入所児童数	1,521	1,598	1,709
待機(保留)児童数	93	80	37

表2 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の量の見込み

ニーズ量(人)					
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年	657	643	626	593	604
2年	597	637	624	607	576
3年	539	520	555	543	529
4年	254	239	231	246	241
5年	0	0	0	0	0
6年	6	5	6	5	5
合計	2,053	2,044	2,042	1,994	1,955

表3 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の確保方策

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員	1,861	1,861	1,861	1,861	1,861
確保方策	貝取小(移転) 南鶴牧小第二 開設	東寺方小第三 開設			
施設数	24	25	25	25	25
小学校数	17	17	17	17	17

（12）放課後子ども教室事業

①事業内容

多摩市放課後子ども教室とは、子どもの健やかな育ちを願い、放課後に小学校等の施設を利用し、地域の方々に見守られながら、安心・安全に活動できる子どもの居場所のことで、スポーツ活動や文化芸術活動、地域の方々との交流の機会等を提供している文部科学省の推奨事業です。

②今後の方向性

地域の特性に応じた放課後子ども教室を運営するため、地域の実情や担い手の人材発掘の状況、小学校、PTAなどの意向をふまえたなかで、地域の方々の参画を得て、遊びやスポーツ・文化活動をはじめ地域の方々との交流活動等に、取り組んでいきます。

また、教育委員会との連携を深めていくために、放課後子ども教室運営委員会を開催して日常活動の課題を協議し、放課後子ども教室の質的向上を図ります。そして、活動プログラムの充実や学校施設の活用などの情報共有を図るために設けている協議会がある放課後子ども教室では、学校関係者・学童クラブの運営担当者・児童館職員などの協議会参加者を通じて、放課後子ども教室への理解と周知を行い、積極的な参加を促していきます。

表1 放課後子ども教室事業実施状況

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校数	17	17	17
放課後子ども教室数 (小学校)	14	14	15
延活動回数	542	621	558
延参加者数	29,426	33,791	28,505

表2 放課後子ども教室事業の整備計画

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校数	17	17	17	17	17
放課後子ども教室 (小学校)	16	17	17	17	17
一体型放課後子ども教室	11	12	12	12	12
連携型放課後子ども教室	5	5	5	5	5
延活動回数	580	600	600	600	600

※ 令和2年度に貝取小学校内に学童クラブが開設し、一体型放課後子ども教室になる予定。

※ 現在、実施していない小学校については、実施に向けて検討していく。

（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業内容

保護者の世帯の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園・保育所等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する実費負担分について、市が定める基準に従い、保護者への費用助成を行います。

②今後の方向性

新制度においては、「多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」第13条4項等の規定に基づき、日用品、文具等の購入に要する費用、及び、食事の提供に要する費用等について、多摩市が定める利用者負担額とは別途、各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされています。この実費徴収額について低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業を実施します。

また、補足給付事業については、認定区分に応じて対応が異なる「給食費」とそれ以外の「教材費・行事費等」に分けて費用の一部を補助します。

また、令和元年10月から実施する「幼児教育・保育無償化」に伴い、子ども・子育て支援法第30条の4第1号に規定する「子育てのための施設等利用給付認定（新1号）」を受けた認定保護者に対し、給食費（副食費相当額）補助を実施します。

（対象者）

生活保護世帯（第1階層に該当する者）※（1号・2号・3号認定）

所得割額 77,100 円未満相当世帯及び全ての所得階層における第3子以降世帯 ※（新1号認定）

（補足給付対象）

1号認定 給食費及び教材費・行事費等

2号認定 教材費・行事費等

3号認定 教材費・行事費等

新1号認定 給食費（副食費相当額）

（事業概要）

多摩市が施設もしくは保護者に対して補助（施設は対象者の実費徴収額から補助額分を軽減して徴収）

補助基準額を超える部分については、保護者負担

認定区分	給食費	教材費・行事費等	補足給付対象
教育標準時間認定(1号)	実費徴収	実費徴収	教材・行事費のみ
保育認定3歳以上(2号)	実費徴収	実費徴収	教材・行事費のみ
保育認定3歳未満(3号)	無料(保育料に含む)	実費徴収	教材・行事費のみ
子育てのための施設等利用給付認定(新1号)	実費徴収	実費徴収	給食費(副食費)のみ

6-4 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の数値目標

(1) 目標事業量の設定

平成30年10月に実施した「多摩市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」のデータに基づき、国の示す算出方法により令和6年度までの推計ニーズ量を算出し、目標事業量として量の確保のための計画を策定しました。

(2) 目標事業量の位置づけ

国の定めた手法により算出された推計ニーズ量を基本としつつも、今後の人口推移や社会経済の情勢などによりニーズ量は刻々と変化することを勘案し、計画策定後の点検・評価の中で適宜見直しを行うものとします。

(3) 具体的な数値目標

事業区分	推計 ニーズ量	現在の 水準	目標事業量			備考
			令和 2年	令和 4年	令和 6年	
認定こども園・幼稚園 (1号認定)	1,358 人	2,192 人	2,192 人	2,192 人	2,192 人	
認定こども園・保育園 (2号認定)	1,612 人	1,785 人	1,865 人	1,865 人	1,865 人	
地域型保育・認定こども園 ・保育園(3号認定)	1,322 人	1,414 人	1,614 人	1,614 人	1,614 人	
利用者支援事業		8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	地域子育て支援拠点
地域子育て支援拠点事業	75,548 人	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	常設子育てひろば数
妊婦健康診査	956 人	10 回	14 回	14 回	14 回	14 回まで受信可能
乳児家庭全戸訪問事業	956 人	913 人	876 人	866 人	860 人	現在の訪問率は 104.3%
養育支援訪問事業		4,081 人	4,000 人	4,000 人	4,000 人	子ども家庭サポーター 一派遣+保健師訪問
子どもショートステイ事業	31 人	2,190 人	2,555 人	2,555 人	2,555 人	児童福祉施設契約
ファミリー・サポート・セン ター	577 人日	4,142 回	5,000 回	5,000 回	5,000 回	年間活動実績
一時預かり事業	130,540 人	52,434 人	82,700 人	82,700 人	82,700 人	幼稚園・保育所・リフ レッシュー時保育総 数
延長保育事業	3,661 人	46 箇所	23 箇所	23 箇所	23 箇所	認可保育園+東京都 認証保育所数
病児・病後児保育事業	12,431 人	1,600 人	1,600 人	1,600 人	1,600 人	不足分はファミリー・ サポート・センターで 補完
学童クラブ	1,954 人	1,861 人	1,861 人	1,861 人	1,861 人	小学校敷地内移転等 に合わせて定員増
実費徴収に係る補足給付	107 人	107 人	107 人	107 人	107 人	現行制度幼稚園に対 する副食費補助が実 施されることから、対 象人数増

※再度数値の確認

6-5 乳幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号】

幼児期の教育・保育は、その子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであり、子どもの最善の利益を第一優先として考えながら、子どもたちへの質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域における教育・子育ての向上に向けた支援を実施していく必要があります。

このため、本市の認定こども園・幼稚園・保育所としてこれまで培ってきた知識・技能等を生かし、地域型保育事業を含めた各施設・事業者間の情報共有や交流活動などを充実するとともに、幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続のためのカリキュラム（たまっこ5歳輝きプログラム）の実施や、合同研修の実施等により多面的な連携を推進します。

（任意記載事項）

6-6 産後休暇・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

【子ども・子育て支援法第61条第3項第1号】

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して公式ホームページ等を活用して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

（任意記載事項）

6-7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都との連携

【子ども・子育て支援法第61条第3項第2号】

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、児童相談所をはじめとした東京都が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。